

## 令和 7 年白老町議会定例会 3 月会議会議録（第 6 号）

令和 7 年 3 月 2 1 日（金曜日）

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

散 会 午前 1 1 時 3 7 分

---

### ○議事日程 第 6 号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第 3 6 号 財産の処分について
- 第 4 議案第 3 3 号 令和 6 年度白老町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 第 5 議案第 1 5 号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 1 6 号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 1 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 2 4 号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 2 7 号 白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 2 9 号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 3 1 号 白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 3 5 号 賠償責任の免除につき同意を求めることについて
- 第 1 3 予算等審査特別委員会の審査報告について
  - 議案第 1 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 1 9 号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 2 0 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 2 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第 2 2 号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に

について

議案第 23 号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の制定について

議案第 26 号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 28 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 30 号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 令和 7 年度白老町一般会計予算

議案第 7 号 令和 7 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 8 号 令和 7 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 9 号 令和 7 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第 10 号 令和 7 年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第 11 号 令和 7 年度白老町立介護医療院事業特別会計予算

議案第 12 号 令和 7 年度白老町水道事業会計予算

議案第 13 号 令和 7 年度白老町国民健康保険病院事業会計予算

議案第 14 号 令和 7 年度白老町下水道事業会計予算

第 14 議案第 34 号 令和 7 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）

第 15 承認第 1 号 議員の派遣承認について

第 16 意見書案第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）

第 17 常任委員会の所管事務等調査の報告について

（総務文教常任委員会）

（産業厚生常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

第 18 諸般の報告

（次期所管事務調査の報告、要望書等の配付）

第 19 休会について

---

## ○会議に付した事件

議案第 36 号 財産の処分について

議案第 33 号 令和 6 年度白老町一般会計補正予算（第 12 号）

議案第 15 号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 議案第 24 号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 29 号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 賠償責任の免除につき同意を求めることについて  
予算等審査特別委員会の審査報告について
- 議案第 17 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の制定について
- 議案第 26 号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 28 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 令和 7 年度白老町一般会計予算
- 議案第 7 号 令和 7 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 8 号 令和 7 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 7 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 10 号 令和 7 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 11 号 令和 7 年度白老町立介護医療院事業特別会計予算
- 議案第 12 号 令和 7 年度白老町水道事業会計予算
- 議案第 13 号 令和 7 年度白老町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 14 号 令和 7 年度白老町下水道事業会計予算
- 議案第 34 号 令和 7 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）

承認第 1 号 議員の派遣承認について

意見書案第 1 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）

常任委員会の所管事務等調査の報告について

（総務文教常任委員会）

（産業厚生常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

---

○出席議員（14名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 番 水 口 光 盛 君  | 2 番 田 上 治 彦 君  |
| 3 番 氏 家 裕 治 君  | 4 番 長谷川 かおり 君  |
| 5 番 飛 島 宣 親 君  | 6 番 前 田 弘 幹 君  |
| 7 番 森 山 秀 晃 君  | 8 番 佐 藤 雄 大 君  |
| 9 番 前 田 博 之 君  | 10 番 貳 又 聖 規 君 |
| 11 番 森 哲 也 君   | 12 番 西 田 祐 子 君 |
| 13 番 広 地 紀 彰 君 | 14 番 小 西 秀 延 君 |

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

|               |               |
|---------------|---------------|
| 1 番 水 口 光 盛 君 | 2 番 田 上 治 彦 君 |
| 3 番 氏 家 裕 治 君 |               |

---

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|               |           |
|---------------|-----------|
| 町 長           | 大 塩 英 男 君 |
| 副 町 長         | 大 黒 克 巳 君 |
| 教 育 長         | 井 内 宏 磨 君 |
| 総 務 課 長       | 鈴 木 徳 子 君 |
| 企 画 財 政 課 長   | 増 田 宏 仁 君 |
| 政 策 推 進 課 長   | 太 田 誠 君   |
| 税 務 課 長       | 高 尾 利 弘 君 |
| 町 民 課 長       | 久 保 雅 計 君 |
| 健 康 福 祉 課 長   | 渡 邊 博 子 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 齋 藤 大 輔 君 |
| 高 齢 者 介 護 課 長 | 森 誠 一 君   |
| 生 活 環 境 課 長   | 工 藤 智 寿 君 |
| 経 済 振 興 課 長   | 三 上 裕 志 君 |
| 農 林 水 産 課 長   | 菊 池 拓 二 君 |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 建 設 課 長     | 瀬 賀 重 史 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 山 本 康 正 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 富 川 英 孝 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 伊 藤 信 幸 君 |
| 消 防 長       | 本 間 佳 令 君 |
| 病 院 事 務 長   | 本 間 力 君   |
| 病 院 参 事     | 温 井 雅 樹 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 野 本 裕 二 君 |

---

○職務のため出席した事務局職員

|         |           |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 本 間 弘 樹 君 |
| 主 幹     | 小山内 恵 君   |

---

◎開議の宣告

○議長（小西秀延君） ただいまから休会前に引き続き議会を再開いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西秀延君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、1番、水口光盛議員、2番、田上治彦議員、3番、氏家裕治議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（小西秀延君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会、佐藤雄大委員長。

〔議会運営委員会委員長 佐藤雄大君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤雄大君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会3月会議の運営に関する件であります。

本日、町長の提案に係るものとして、令和6年度及び7年度の一般会計の補正予算2件、賠償責任の免除に係る同意1件、財産の処分1件、合わせて4件の議案の追加提出がありました。

大黒副町長及び担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小西秀延君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

○議長（小西秀延君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

---

◎議案第36号 財産の処分について

○議長（小西秀延君） 日程第3、議案第36号 財産の処分についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） それでは、本日追加議案としてお配りしております議36―1をお開きください。議案第36号 財産の処分について。

次のとおり財産を処分するものとする。

令和7年3月21日提出。白老町長。

1、処分する財産、土地。所在地、白老郡白老町字石山68番16、地目、原野、地積510平方メートル、同じく所在地、白老郡白老町字石山68番25、地目、原野、地積4,187平方メートル、同じく所在地、白老郡白老町字石山68番26、地目、原野、地積752平方メートル、同じく所在地、白老郡白老町字石山68番30、地目、原野、地積2万7,200平方メートル、同じく所在地、白老郡白老町字石山68番41、地目、原野、地積862平方メートル、同じく所在地、白老郡白老町字石山79番21、地目、原野、地積5,029平方メートル。6筆合計で3万8,540平方メートル。処分価格1億4,000万円。

2、処分の相手方、北海道札幌市豊平区豊平4条9丁目2番18号、株式会社北雄産業代表取締役社長、佐藤昌一。

3、処分の目的、事業用地。

4、処分の方法、随意契約による売却。

議36―2をお開きください。議案説明です。財産（土地）を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

右側のページに今回売却対象となります土地の図面を添付しております。区画Aと書かれている部分が工場棟及び製品ヤード等を建設する予定の土地となっておりまして、こちらが計5筆で3万3,511平方メートル、道路を挟みまして西側、区画Bと書かれているところですけれども、こちらが事務所棟及び倉庫棟を建設する用地としております。1筆で5,029平方メートルとなります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 財産の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第12号）

○議長（小西秀延君） 日程第4、議案第33号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第12号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） 同じく追加議案としてお配りしております議33—1をお開きください。議案第33号 令和6年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

令和6年度白老町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,240万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億7,368万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年3月21日提出。白老町長。

続きまして、3ページの第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入、4ページの2、歳出につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続いて、5ページになります。第2表、繰越明許費補正でございます。3款民生費、1項社会福祉費、定額減税対応不足額給付事業2,240万4,000円は、本補正予算にて新規計上しております当該給付事業について、年度内の給付完了が困難であることから、翌年度に繰り越し、事業を執行するものでございます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明をさせていただきますので、8ページ、9ページをお開きください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、（1）、低所得世帯支援事業（国R6補正・非課税）は、財源振替であります。定額減税対応不足額給付事業の予算計上に伴いまして、補正予算第10号にて計上しました本事業の財源であります国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を事業間調整をするものでございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が2,235万3,000円の減、一般財源が2,235万3,000円の増となります。（2）、定額減税対応不足額給付事業2,240万4,000円の新規計上であります。昨年実施した定額

減税対応調整給付金の支給に際し、令和５年分の所得等を基に給付金の支給額を推計して給付を実施したことから、令和６年分の所得税額及び定額減税の実績額等が確定した後に本来給付すべき額と調整給付金の額に差額が生じた方に対し不足額給付として給付を行うもので、給付金のほか会計年度任用職員の雇用に要する経費、システム改修委託料、郵送料等の事務経費を計上するものでございます。財源は、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当いたします。

続いて、２項２目児童措置費、（１）、低所得世帯支援事業（国Ｒ６補正・子ども加算）は財源振替でございます。定額減税対応不足額給付事業の予算計上に伴いまして、財源である国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を事業間調整するもので、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が５万１,０００円の減、一般財源５万１,０００円の増となります。

続いて、１０ページ、１１ページをお開きください。１４款諸支出金、１項１目基金管理費、（１）、各種基金積立金１億４,０００万円の増額補正であります。議案第３６号で先ほど議決をいただきました石山工業団地の用地売却代金１億４,０００万円について、第三セクター等改革推進債の償還財源として町債管理基金に積み立てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。６ページ、７ページにお戻りください。２１款繰越金、１項１目繰越金、前年度繰越金２,２４０万４,０００円の増額で、歳出総額に対する一般財源不足分を計上するものでございます。これによりまして、繰越金の留保額は４,６５２万１,０００円となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第３３号 令和６年度白老町一般会計補正予算（第１２号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第１５号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第 5、議案第15号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議案第15号でございます。議15―1をお開きください。白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日 提出。白老町長。

改正条文の朗読を省略させていただきます。

議15―3 及び議15―4 を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案説明でございます。議15―5 を御覧ください。令和 5 年 8 月 7 日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等及び令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った公務員人事管理に関する報告における仕事と生活の両立支援の拡充の一部の項目に対応するため人事院規則及び通知の改正が行われ、令和 7 年 4 月 1 日から施行となることから、本町においても同様に勤務時間の割り振りの変更、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 1 6 号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第 6、議案第16号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議案第16号でございます。議16―1をお開きください。白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日 提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます、附則でございます。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議16―2をお開きください。議案説明です。令和 6 年 5 月 31 日に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行となることから、部分休業に係る規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の朗読については省略させていただきます。

よろしくお願いいたします。

白老町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (部分休業の承認)<br>第 19 条 略<br>2 略<br>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号） <u>第 61 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 29 項</u> の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 | (部分休業の承認)<br>第 19 条 略<br>2 略<br>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号） <u>第 61 条の 2 第 20 項の規定による</u> 介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 |

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 白老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、  
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第7、議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 議案第18号でございます。議18―1をお開きください。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議18―2をお開きください。議案説明でございます。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第20条の規定により地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項が削られ、同条第3項が同条第2項に繰り上がることから、条ずれに対応するため、本条例の一部を改正するものである。

新旧対照表の朗読については省略させていただきます。

よろしくお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>第1条から第9条 略</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第10条 略</p> <p>2から4 略</p> <p>5 新給与条例第20条の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定に適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> | <p>附 則</p> <p>第1条から第9条 略</p> <p>(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第10条 略</p> <p>2から4 略</p> <p>5 新給与条例第20条の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定に適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</p> |

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 4 号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第 8、議案第 24 号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

齋藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（齋藤大輔君） 議 24— 1 でございます。議案第 24 号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出。白老町長。

次に、議 24— 2、附則でございます。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、議 24— 3、議案説明でございます。令和 6 年 3 月 13 日及び令和 6 年 11 月 29 日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、保育事業所等における満 3 歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されたこと、保育事業所等における栄養士の配置について栄養士法の改正が行われたため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議 24— 4 の新旧対照表でありますが、記載のとおりで説明は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（食事の提供の特例）</p> <p>第 1 6 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。）等の栄養士</p> | <p>（食事の提供の特例）</p> <p>第 1 6 条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。）等の栄養士</p> |

により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)～(5) 略

2 略

(職員)

第29条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(職員)

第31条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

|                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 略</p> <p>(小規模型保育事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> | <p>3 略</p> <p>(小規模型保育事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

○議長(小西秀延君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小西秀延君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 白老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(小西秀延君) 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(小西秀延君) 日程第9、議案第27号 白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本康正君） それでは、議27―1をお開きください。議案第27号でございます。白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

次のページ、附則でございます。この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に定める日から施行する。

議27―3をお開きください。議案説明でございます。地方自治法の一部を改正する法律が公布され、職員の賠償責任に係る地方自治法を引用している規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

議27―4。新旧対照表につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条による改正関係）

| 改正前                                                                                                                                                              | 改正後                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （議会の同意を要する賠償責任の免除）<br>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。 | （議会の同意を要する賠償責任の免除）<br>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。 |

白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条による改正関係）

| 改正前                                                                                                                                                             | 改正後                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （議会の同意を要する賠償責任の免除）<br>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、5万円以上である場合とする。 | （議会の同意を要する賠償責任の免除）<br>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、5万円以上である場合とする。 |

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 白老町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び白老町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第10、議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本康正君） 議29―1をお開きください。議案第29号でございます。白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

議29―4をお開きください。附則でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議29―5をお開きください。議案説明でございます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正するものである。

議29―6以降の新旧対照表については、記載のとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 白老町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号 白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例 の一部を改正する条例の制定について

○議長（小西秀延君） 日程第11、議案第31号 白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

富川学校教育課長。

○学校教育課長（富川英孝君） 議31―1をお開きください。議案第31号 白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月20日提出。白老町長。

改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議31―2をお開きください。議案説明でございます。昨今の金融機関の手数料有料化及び増嵩とともに学校現場における働き方改革の推進の観点から、これまで学校長を通じて保護者へ交付していた当該補助金の支払い手続について、教育委員会からの直接交付に変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表については記載のとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例新旧対照表

| 改正前                                                                       | 改正後                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| (通学費補助金の交付)<br>第3条 通学費補助金は、9月及び翌年3月の末日に当該児童及び生徒の保護者に <u>学校長を通じて</u> 交付する。 | (通学費補助金の交付)<br>第3条 通学費補助金は、9月及び翌年3月の末日に当該児童及び生徒の保護者に交付する。 |

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 白老町遠距離通学児童生徒の通学費補助条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号 賠償責任の免除につき同意を求めることについて

○議長（小西秀延君） 日程第12、議案第35号 賠償責任の免除につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木徳子君） 本日提案いたしました追加議案となります。議案第35号でございます。議35―1をお開きください。賠償責任の免除につき同意を求めることについて。

地方自治法第243条の2の8第8項の規定により、次のとおり職員の賠償責任を免除したいので、同意を求める。

令和7年3月21日提出。白老町長。

1、賠償責任を有する職員、記載のとおりでございます。

2、賠償責任発生の事実、(1)、令和5年8月の議会全員協議会において、町立病院医師派遣等に関する内部調査委員会より会計年度任用職員の給料決定については白老町会計年度任用

職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条第2項、第28条の運用基準によるものであること、また一般事務職としての採用であることから、採用の困難性及び職務内容の特殊性を認めることができないと報告された。

(2)、この報告を受け、町長は町立病院医師派遣等の不適切な事務処理に関する再発防止への取組についてを策定するとともに、令和6年2月に白老町立国民健康保険病院事業管理者は地方自治法第243条の2の8第3項に基づき、監査委員に対し職員の賠償責任の有無及び賠償額の決定について監査請求を行った。

議35—2をお開きください。(3)、令和6年6月に監査委員より賠償責任の有無、賠償額の決定について報告を受けた。受けた内容については記載のとおりでございます。

3、賠償免除額につきましても記載のとおりでございます。

4、賠償責任を免除する理由、令和6年6月に監査委員から通知のあった職員の賠償責任に関する監査結果に基づく決定に対し、令和6年11月に地方自治法第243条の2の8第8項に基づき当該対象職員より避けることのできない事故、そのほかやむを得ない事情によるものの証明が提出され、内容を熟慮した結果、本証明を相当と認めたので、賠償責任の免除について監査委員の意見を聴き、別紙のとおり同意を得たことから、監査委員の意見を付して議会の同意を求めるものである。

証明を相当と認めた理由は、町立病院の事務局体制は、平成19年の財政運営悪化により、委託業務を導入した上で職員数を削減せざるを得なかった町としての組織運営の背景もあったことから、医事業務に精通した職員を配置できる状況にもなかった。また、実際に未配置とした場合は町民への医療サービスを継続することは困難であったことである。さらに、対象職員は病院運営の継続性を優先するため、当該職員を継続雇用するためには会計年度任用職員としての職種で、かつ現給保障による給与体系での雇用しか選択の余地はなく、個人の利益のためではなかったこと、条例違反による責任はあるものの、当該職員の採用や給与の取扱いについて当時の理事者を含め内部協議を行っていたにもかかわらず、対象職員がその雇用を単独で判断せざるを得ない状況に追い込んだ町の責任は大きいことによるものである。

監査委員の意見につきましては、別紙のとおり添付させていただいております。

よろしくお願いいたします。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 賠償責任の免除につき同意を求めることについて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

- 
- ◎議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の制定について
- 議案第26号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 令和7年度白老町一般会計予算
- 議案第7号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第8号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 9 号 令和 7 年度白老町港湾機能施設整備事業特別  
会計予算

議案第 10 号 令和 7 年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第 11 号 令和 7 年度白老町立介護医療院事業特別会計  
予算

議案第 12 号 令和 7 年度白老町水道事業会計予算

議案第 13 号 令和 7 年度白老町国民健康保険病院事業会計  
予算

議案第 14 号 令和 7 年度白老町下水道事業会計予算

○議長（小西秀延君） 日程第13、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の制定について、議案第26号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 令和7年度白老町一般会計予算、議案第7号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第8号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第9号 令和7年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第10号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第11号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計予算、議案第12号 令和7年度白老町水道事業会計予算、議案第13号 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計予算、議案第14号 令和7年度白老町下水道事業会計予算、以上令和7年度各会計予算9件とこれに関連する条例の制定及び一部改正の議案10件、合わせて19議案を一括して議題に供します。

本件については、3月10日の本会議において予算等審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

貳又聖規委員長。

〔予算等審査特別委員会委員長 貳又聖規君登壇〕

○予算等審査特別委員会委員長（貳又聖規君） 予算等審査特別委員会、委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第21条の規定により報告いたします。

1、付託議案。

(1)、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(2)、議案第19号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(3)、議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(4)、議案第21号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(5)、議案第22号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

(6)、議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について。

(7)、議案第25号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の制定について。

(8)、議案第26号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

(9)、議案第28号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

(10)、議案第30号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

(11)、議案第6号 令和7年度白老町一般会計予算。

(12)、議案第7号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

(13)、議案第8号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

(14)、議案第9号 令和7年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

(15)、議案第10号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計予算。

(16)、議案第11号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計予算

(17)、議案第12号 令和7年度白老町水道事業会計予算。

(18)、議案第13号 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計予算。

(19)、議案第14号 令和7年度白老町下水道事業会計予算。

## 2、審査の経過。

令和7年3月10日に再開された定例会3月会議において、本委員会に付託された議案19件について、3月17日から19日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議した。

## 3、審査の結果。

(1)、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(2)、議案第19号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(3)、議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(4)、議案第21号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(5)、議案第22号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(6)、議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(7)、議案第25号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の制定について、可決すべきものと決定。

(8)、議案第26号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(9)、議案第28号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(10)、議案第30号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。

(11)、議案第6号 令和7年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。

(12)、議案第7号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(13)、議案第8号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(14)、議案第9号 令和7年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(15)、議案第10号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(16)、議案第11号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(17)、議案第12号 令和7年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(18)、議案第13号 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

(19)、議案第14号 令和7年度白老町下水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいま委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行います。この際お諮りいたします。既に予算等審査特別委員会において各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各議案の採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第19号 職員の給与に関する条例及び白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第20号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第21号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第22号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第23号 白老町生活館条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第25号 白老町建築基準法の規定に基づく確認申請手数料等徴収条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第26号 白老町建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第28号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第30号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第6号 令和7年度白老町一般会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第7号 令和7年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第8号 令和7年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第9号 令和7年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第10号 令和7年度白老町介護保険事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第11号 令和7年度白老町立介護医療院事業特別会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（小西秀延君） 賛成10、反対3。反対、1番、水口光盛議員、2番、田上治彦議員、9番、前田博之議員。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第12号 令和7年度白老町水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第13号 令和7年度白老町国民健康保険病院事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第14号 令和7年度白老町下水道事業会計予算、採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第34号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第1号）

○議長（小西秀延君） 日程第14、議案第34号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

増田企画財政課長。

○企画財政課長（増田宏仁君） たった今当初予算の可決をいただいたばかりで大変恐縮なのですが、令和7年度白老町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

議34—1をお開きください。議案第34号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和7年度白老町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,056万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億5,056万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月21日提出。白老町長。

続いて、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明をさせていただきますので、6ページ、7ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、(1)、情報システム標準化・共通化対応事業2,056万5,000円の増額補正であります。自治体情報システムの標準化、共通化に伴い、ガバメントクラウド上へのシステム環境構築が必要となるものでありますが、当初予算編成時にはガバメントクラウド使用料の積算が困難であったことに加え、当初予定では7月からガバメントクラウドの使用を開始する予定であったことから、当初予算ではなく6月補正での計上を予定していたところでございます。しかしながら、2月に開催されたデジタル庁による自治体向け説明会においてガバメントクラウド使用に関するデジタル庁との契約が4月もしくは10月にしか行われないことが示されたことから、システム移行の作業時間を確実に確保するため、4月にデジタル庁と契約するものとし、必要な経費を計上するものでございます。財源は、一般財源であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。4ページ、5ページにお戻りください。21款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金2,056万5,000円の増額で、歳出総額に対する一般財源不足分を計上するものでございます。

なお、令和6年度決算が確定する前ではございますが、当初予算と合わせて4,556万5,000円の繰越金は確保できる見込みであることから、繰越金を増額するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小西秀延君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 令和7年度白老町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

---

再開 午前11時09分

○議長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

---

#### ◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（小西秀延君） 日程第15、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、議員研修などが予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣したいと思います。

なお、日程の変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認について、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）

○議長（小西秀延君） 日程第16、意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

3番、氏家裕治議員。

〔3番 氏家裕治君登壇〕

○3番（氏家裕治君） 意見書案第1号。

提出者、賛成者は、記載のとおりであります。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が採られている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければならないところであるが、現実には、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95%近くに上っている。名義変更の負担に加え、仕事上の姓（通称）と戸籍上の姓の不一致による不利益などを、特に女性が負っている現実がある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める「選択的夫婦別姓制度」の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから、改正案の国会提出には至らなかった。以降、議論は長年にわたり平行線のまま推移している。

その後、最高裁判所では、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところである。

そのような中、令和6年6月、日本経済団体連合会は、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言。同年10月には、国際連合の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。これらは、この課題が日本経済上も国際上も影響を及ぼし得るものであることを示している。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐっては、多数のメディアにおいて報道されるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されている。

国会におかれては、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向け、家族の一体感や子供の姓の決め方が重要であり、戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、より積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

○議長（小西秀延君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（小西秀延君） 全員賛成。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。  
議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

### ◎常任委員会の所管事務等調査の報告について

○議長（小西秀延君） 日程第17、常任委員会の所管事務等調査の報告について、各常任委員会から調査結果の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会貳又聖規委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 貳又聖規君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（貳又聖規君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、（1）、常任委員会、アイヌ文化の継承と担い手対策について。（2）、分科会、公益財団法人アイヌ民族文化財団（ウポポイ職員）との懇談。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、分科会（懇談）への出席者、7、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

8、調査結果。

本委員会は、アイヌ文化の継承と担い手対策の現状と課題について、担当課から説明を受け、経過、現状及び課題を把握し、所管事務調査並びに活動団体との懇談を終了したので、その内容を次のとおり報告いたします。

（1）、現状。

①、白老町アイヌ施策基本方針の概要。

本町の中長期的な展望に立ったアイヌ施策の総合方針として、平成19年9月に白老町アイヌ施策基本方針を策定。その後、令和4年3月に改定を行い、基本方針にのっとりアイヌ政策を進めている。基本方針の目的は次のとおりである。

ア）、アイヌ民族としての誇りを高める。

イ）、全町民の正しい認識と理解の促進。

ウ）、多文化共生社会の実現。

エ）、地域の繁栄を推進するための文化保存・伝承・発展。

②、イオル再生事業。

ア）、一般社団法人白老モシリを中心に、自然素材の育成を実施。

イ）、小中学生や地域住民向けの体験交流事業を展開。

③、人材育成事業。

ア）、刺しゅう講座、木彫講座などの開講。

イ）、アイヌ文化工芸品に携わる人材の育成。

ウ）、アイヌ語教室や古式舞踊の伝承活動の実施。

④、多文化共生の推進。

ア）、ウポポイを中心に道内外でPR活動を実施。

イ)、白老アイヌ協会を通じた人材育成や商品開発。

(2)、課題。

①、歴史・文化の研究・保存・伝承の在り方。

・次世代に継承するための体系的な記録と研究体制の整備が必要。

②、素材（原材料）の安定確保。

・伝統工芸品に必要な自然素材の持続的な供給体制の確立。

③、団体・機関間の連携強化。

・アイヌ関係団体と行政・議会との有機的な連携が不十分。

④、次世代の担い手育成。

・高齢化に伴い、若年層の参加を促進する対策が急務。

⑤、町内外への周知と理解促進。

・アイヌ文化に対する正しい認識を広めるための広報活動が必要。

(3)、対策と今後の方向性。

①、歴史・文化の保存・伝承の推進。

・体系的な文化保存・研究体制を強化し、学術機関との連携を深め、専門的な研究を推進する。

②、次世代担い手の確保と育成。

・学校教育へのアイヌ文化の導入を検討するとともに若年層向けの体験プログラムの充実を図る。

③、素材の確保と産業振興。

ア)、イオル再生事業の拡充と自然素材の安定供給の確立。

イ)、地域資源を活用した商品開発の推進。

④、関係団体との連携強化。

・定期的な情報共有会議を開催し、施策の進捗確認を行い、町とアイヌ関係団体が一体となった推進体制を構築する。

⑤、多文化共生の推進とPR活動の強化。

ア)、ウポポイを中心とした地域間交流の活性化。

イ)、白老町のブランドと観光資源としての魅力発信。

(4)、委員会の意見。

令和6年に実施した視察（平取町二風谷、釧路市阿寒町、白糠町）と事務調査及び分科会を通じて、まとめた意見は次のとおりである。

①、文化継承と担い手育成の仕組みづくり。

ア)、進路確保とキャリア支援。

・平取町二風谷での木彫り研修の事例に見られるように、受講後の進路を確保し、文化継承につなげる仕組みが有効であることが確認された。本町でも、ウポポイで育成された伝承者が地域で活動し続けられる支援策を構築し、研修生がキャリアとして確立できる仕組みを強化すべきである。

イ)、若手担い手の確保と人材育成。

・阿寒や白糠の現状から、担い手不足が深刻化していることが浮き彫りになった。本町においても、若者が文化継承に関心を持ち、参入しやすい環境づくりが急務である。特に、ウポポイと連携したアイヌ語学習の機会の提供や、研修生や若手担い手向けの住宅支援や生活支援の充実が求められるとともに全国の大学生を対象としたワークショップの開催など、積極的な人材育成が求められる。

②、観光振興と販路拡大の戦略強化。

ア)、商品開発と観光プロモーションの推進。

・平取町二風谷の「能作」や「ゴールデンカムイ」とのコラボレーションが示すように、伝統文化を現代のライフスタイルに合わせた商品開発は、観光振興に効果的である。本町においてもハワイやニュージーランドのように、町中の看板にアイヌ語表記を取り入れるなどアイヌ文化を日常生活に取り入れる視点を重視し、町内産品にアイヌ文化の要素を取り入れた商品開発や、SNSを活用したプロモーション戦略を強化することで、観光客の誘致と地域経済の活性化を図るべきである。

イ)、広域連携による観光資源の拡充。

・阿寒並びに白糠との連携を進め「ユーカーラ街道構想」の実現を目指すことで、長期滞在型の観光促進につなげる。また、ウポポイを活用した国際文化交流イベントを企画・実施し、観光振興と文化普及を両立させることが重要である。

③、国際交流と教育プログラムの充実。

ア)、国際交流事業の推進。

・白糠町の国際交流の取組や、平取町二風谷でのニュージーランド・マオリ族との交流は、アイヌ文化への誇りと国際的視野を育む貴重な機会となっている。本町でも、国際交流を通じて若者の多様な価値観を育む教育プログラムを推進することが重要である。

・ウポポイと連携し、アイヌ語の普及促進や文化交流プログラムを強化することが重要である。

イ)、幼少期からの学習環境の整備。

・アイヌ文化の継承を地域全体で推進するため、保育・幼児教育段階からの学習環境を整備することが求められる。言語や伝統文化に親しむ機会を提供することで、子供たちが自然とアイヌ語や文化に触れ、地域の文化的アイデンティティの涵養につなげることが重要である。

(5)、まとめ(提言)。

今回の調査を通じて、白老町が直面する文化継承の担い手不足、観光振興の戦略強化及び国際交流を通じた地域の発展が、喫緊の課題であることが明らかになった。特に、ウポポイとの連携強化が不可欠であることから、ウポポイの理念と連携し、全国的なモデルケースとなるような教育プログラムの構築を目指すべきである。町が中心となり、関係機関や地域住民との連携を強化することで、以下の点を推進することを提言する。

①、文化継承の担い手育成と地域に根差した活動支援の強化。

ア)、若手担い手が文化活動をキャリアとして選択できる環境の整備。

イ)、研修生向けの住宅支援・生活支援の充実。

ウ)、教育機関との連携によるアイヌ語学習機会の拡充（放課後学習の提供、学校外での体験機会の創出）。

エ)、ウポポイで育成された伝承者が地域で活動し続けられる支援策の構築。

②、地域の魅力を高める観光資源開発と流通拡大。

ア)、アイヌ文化を日常生活に取り入れるための商品開発と情報発信の強化。

イ)、広域連携を活用した観光ルートの構築と情報発信の強化。

③、多文化共生と言語継承を支える国際交流・教育プログラムの推進。

ア) ウポポイと連携した国際文化交流イベントの企画・実施。

イ)、幼少期からの学習環境の整備。

ウ)、アイヌ語の普及と視認性向上。

以上の提言を基に、白老町の施策をより効果的に推進し、地域の発展と文化の継承を両立させることを提言し、まとめとする。

（６）、総務文教分科会。

総務文教分科会は、ウポポイとの懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告」のとおりである。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 次に、産業厚生常任委員会森哲也委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 森 哲也君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（森 哲也君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、１、調査事項、（１）、常任委員会、子ども・子育て支援について。（２）、分科会、助産院みなもとの懇談。

２、調査の方法、３、調査日程、４、出席委員、５、説明のために出席した者の職・氏名、６、分科会懇談のため出席した者の職・氏名、７、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

８、調査結果。

（１）、常任委員会。

調査内容について。

第２期白老町子ども・子育て支援事業計画の実施状況、第３期白老町子ども・子育て支援事業計画（案）、第６期家庭教育支援推進計画（案）、産後ケア事業について調査を実施した。

人口の動向について。

計画期間内の総人口の推移として、年少人口（０～１４歳）、生産年齢人口（１５歳～６４歳）、老年人口（６５歳以上）の全ての区分において減少しており、人口減少は進んでいる。

出生数は平成２６年の７０人から減少傾向で推移し、５年間の平均で見ると平成２６年から３０年の平均は６０．４人だが、令和元年から５年の平均は４４．４人となり、１６．０人減少している。

合計特殊出生率は、平成１０年から１４年までは全国及び北海道を上回っていたが、平成１５年以

降は減少傾向となり、平成30年から令和4年は1.15人で全国及び北海道を下回っている。

女性の年齢階級別就業率は、20代から50代で北海道を上回っている状況にあり、女性の就業率は子育ての中心的年代である20代及び30代においても大きな低下は見られないことから、本町は子育てと就労の両立がしやすい環境であることが考えられる。

子育て支援の今後の方向性について。

近年は就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも多様化しているほか、子育てに不安や負担感を抱く人の増加等、子育てを取り巻く環境が変化してきている。

子供を安心して産み育て、次代を担う子供が心身ともに健やかに成長することができるまちづくりが求められる。

このような状況を踏まえ、第3期白老町子ども・子育て支援事業計画（令和7年～11年度）では、新たに妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア事業が子ども・子育て支援事業に位置づけられ、「安心して子どもを産み育てることができ、子どもがいきいきと健やかに育つまち」を基本理念に、子育て支援の取組を推進するとしている。

委員会意見。

第1に、子育て支援の情報発信を強化すべきである。

本町は町独自の子育て支援事業だけでなく、民間と連携した支援事業にも取り組んでおり、子育て環境が充実しているだけでなく、相談体制が構築されていると考えられる。これらの情報を町内外に広く発信することは、子育てに不安を抱えている方にとって悩みや負担の軽減につながり、移住促進や交流人口の増加にもつながると考えられる。

また、本町では外国籍の町民が増加傾向であることから、多言語での発信や相談体制の充実も必要である。

第2に、子育てに係る経済的支援を拡充すべきである。

具体策として、国や道の動向を踏まえ、各種手当や制度が適切に利用されるように手続などをサポートすることが必要である。

また、町独自の経済的支援の充実策として、ファミリー・サポート・センター事業、病児預かり事業、産後サポート事業、多胎児世帯支援事業の4事業が実施されているが、ファミリー・サポート・センター事業のみ助成対象がひとり親家庭などに限られている。ファミリー・サポート・センター事業においても助成対象者を他事業と同様に拡充し、子育て世代の経済的負担を軽減するべきである。

第3に、町の子育て支援事業を担う活動団体や民間事業所が安定した運営を維持できるよう、継続的な支援を充実させるべきである。

町の子育て環境は、産後ケア事業の実績が増加していることなどから見ても、民間事業所等が果たしている役割は大きいものと考えられ、子育てを重点施策としたまちづくりを進める上で、民間事業所等の経営実態を把握し、人材確保や物価高騰対策など適切な支援を行うことが重要である。

最後に、本町の子育て支援対策や民間と連携した事業は、他の自治体より充実している部分が多くある。本町の子育て環境は、第2期白老町子ども・子育て支援事業計画において、施設

改修、子育て世代包括支援センターの開設、子ども発達支援センターの機能充実など、数多くの事業が実施され、子育てがよりしやすいまちになったと評価できる。出生数や合計特殊出生率は低下傾向ではあるが、町のニーズ調査によると、子育て環境・支援の満足度は、令和元年調査時より就学前児童及び小学生も「満足・やや満足」の合計が増加していることに誇りを持ち、「こどもはまちの宝」を掲げるまちづくりをより推進するには、子育て世代の声が反映された施策が展開されることが重要であり、まちの魅力にもつながると考える。

(2)、分科会。

産業厚生分科会は、助産院みなもの施設見学及び懇談を実施した。その内容については、別紙活動報告書のとおりである。

以上であります。

○議長（小西秀延君） 次に、広報広聴常任委員長谷川かおり委員長。

〔広報広聴常任委員会委員長 長谷川かおり君登壇〕

○広報広聴常任委員会委員長（長谷川かおり君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、(1)、議会広報紙の編集及び発行に関する事項。(2)、議会広報・広聴の実施に関する事項。(3)、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりです。

6、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、議会広報紙の編集及び発行に関する事項、議会広報・広聴の実施に関する事項、議会広報・広聴の調査及び研究に関する事項の調査を終了したことから、次のとおり報告する。

(1)、常任委員会（議会懇談会の実施）。

令和4年に初めて北海道白老東高等学校及び北海道栄高等学校生徒との懇談会を開催し、若者らしい考え、思いを議会活動に反映していきたいとの思いから、定期的な開催を検討してきた。

今年度は「白老の未来を考える～いま自分にできること～」をテーマに開催し、「ボランティア活動を通して地域住民と関わっていきたい。」「情熱を持って地域づくりに貢献したい。」など頼もしい思いを聞くことができた。今後もより多くの意見、提案を聞く機会を設け、議会活動に反映させていきたい。

また、今回の懇談会をきっかけに、議会や選挙、政治への興味・関心を持ち、将来のまちづくりの担い手となってくれることを期待している。

懇談会の内容とアンケート結果は別紙のとおりである。

(2)、小委員会。

①、議会広報紙の編集・発行。

議会だより第190号の編集・発行を行った。

②、議会広報・広聴の実施。

高校生との懇談会のまとめ及び報告会実施に向け企画・調整を行った。

③、議会広報・広聴の調査・研究。

議会活動のより効果的な情報発信について検討を行った。

以上であります。

○議長（小西秀延君） ただいまそれぞれの常任委員会から報告がありましたが、この報告に対して何か質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） それでは、これをもって報告済みといたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（小西秀延君） 日程第18、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び広報広聴常任委員会の委員長から、委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申出がありました。それぞれの委員会においては、調査等よろしく願いいたします。

次に、皆様にはそれぞれ関係する団体等から提出された要望書等を前もって配付しております。いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分にご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

---

#### ◎休会について

○議長（小西秀延君） 日程第19、休会についてお諮りいたします。

通年議会のため、3月31日まで休会となっておりますが、この後休会日を変更して明日22日から6月30日までの101日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

明日22日から6月30日までの101日間を休会といたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（小西秀延君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時37分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 小 西 秀 延

署 名 議 員 水 口 光 盛

署 名 議 員 田 上 治 彦

署 名 議 員 氏 家 裕 治